

仕様書

I. 件名

規程管理システムの構築及び運用・保守業務

II. 目的

本業務は、NEDO 職員が NEDO の規程・機構達及び関係法令等を参照しつつ規程等の制定・改正業務を円滑に行えるよう、NEDO 職員が使用する PC からインターネット経由で検索・閲覧可能とする規程管理システムを構築・管理し、NEDO 職員に向けてサービスの提供を行うことを目的とする。

III. 業務概要

受注者が実施する業務の概要は以下のとおり。

1. 規程管理システム（以下「システム」という。）の構築
2. システムの管理業務（運用・保守・障害対応）
3. システムのデータベース（以下「データベース」という。）の更新業務
4. その他付帯業務

IV. サービス提供期間

1. 履行期間

契約締結日から 2030 年 3 月 31 日まで

ただし、2028 年 4 月 1 日以降については、発注者の 2028 年度から始まる中長期計画について独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けることを条件に効力を発する。

2. システム構築期間と運用・保守開始時期

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まではシステム構築期間とし、データベース等の構築、検収等を行うものとする。なお、システム運用開始時の規程等の内容は、2026 年 10 月 1 日現在までに制定改廃された規程等を反映した内容であること。

システムの運用・保守開始は 2027 年 4 月 1 日とする。なお、当該日より前にシステム構築が完成した場合は、その時点から運用・保守を開始とする。なお、2027 年 3 月 31 日以前に運用・保守を開始した場合であっても、同日までに発生する運用・保守に係る費用はシステム構築費に含めるものとし、別途請求は行わないものとする。

V. 発注者のシステム環境

発注者のシステム環境は別表 1「発注者のシステム環境に係る具体的事項」に示すとおり。

VI. 業務の詳細

受注者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

1. システムの構築

(1) 提供方法等

受注者が提供する SaaS 型サービス又は標準パッケージ型サービス(以下「標準サービス」という。)を活用し、本仕様に定める要件を満たすこと。主に(2)②と(5)において、標準サービスの範囲で満たせない事項がある場合は、提案時にその理由、制約事項及び代替措置を明示すること。システム運用(監視、バックアップ、障害対応等)及びデータベースの管理・更新支援等を継続的に行うこと。

(2) 機能仕様

① 発注者への提供要件

通信は TLS1.2 以上(可能な限り TLS1.3)による暗号化を必須とすること。サーバー証明書は信頼された認証局により発行された証明書を使用すること。提供データ形式は HTML、PDF に加え、将来の互換性を考慮し標準形式(例: OpenXML 等)に対応すること。

なお、発注者の PC から使用できること。発注者のシステム環境は別表 1 のとおり。

② セキュリティ

- 1) ソフトウェアは、独立行政法人情報処理推進機構が定める「安全なウェブサイトの作り方(改訂第 7 版)」に定める「セキュリティ実装チェックリスト」のチェックが「対応済」又は「対応不要」であること。
- 2) システムに用いるサーバー、OS、ミドルウェアには、製造元を含め、国内外から収集した最新のセキュリティ情報に基づき、定期的にセキュリティパッチを適用する運用を実施していること。
- 3) 通信の暗号化については、独立行政法人情報処理推進機構が定める「TLS 暗号設定ガイドライン(第 3.0.1 版)」に基づく「TLS 暗号設定チェックリスト」のうち「推奨セキュリティ型チェックリスト」が全て「済」であること。また、採用する暗号アルゴリズムと鍵長は、CRYPTREC が公開する「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト」及び「暗号強度要件(アルゴリズム及び鍵長選択)に関する設定基準」を満たすこと。
- 4) 発注者のセキュリティポリシー(「情報セキュリティ管理規程」、「情報セキュリティ対策基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」)に準拠した対応ができること。
- 5) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」等の情報セキュリティ関係の法規を遵守すること。
- 6) 当該業務の全部又は一部にクラウドサービスを使用する場合、当該サービスは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づく「ISMAP 又は ISMAP-LIU クラウドサービスリスト」に掲載されていることを原則とする。掲載されていないサービスを利用する場合は、発注者が提供する別添「クラウドサービス セキュリティ対策状況チェックリスト(要機密情報あり)」を提出し、発注者の確認を受けること。不適合又は未対応項目がある場合は、代替統制、残存リスク及び対応方針を明示し、発注者の承認を得ること。
- 7) 認証については、Microsoft Entra ID 等の外部認証基盤との連携による、シングルサインオン(SSO)又は多要素認証(MFA)に対応することを原則とする。対応が困難な場合は、IP 制限、端末制限、ログ監視、アカウント管理、パスワードポリシーその他の統制策を具体的に提示し、発注者の承認を得ること。
- 8) 20 台の同時アクセスが可能であること。

③ ブラウザ

主要モダンブラウザ(Google Chrome、Microsoft Edge)について、最新安定版を基本としつつ、少なくとも直前の主要バージョンにおいても正常に動作すること。特定プラグインやローカルインストールを前提とせず、HTML5 標準技術により動作する Web アプリケーションであること。

(3) SLA(サービスレベルアグリーメント)

- ① システムの稼働は、発注者の営業日(土曜日、日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。以下同じ。)に使用できるよう稼働していること。
- ② システムの月間稼働率は 99%以上を保証すること。
- ③ 月間稼働率の定義は次のとおりとする。

$$\text{月間稼働率(\%)} = \frac{\text{月間総時間数} - \text{「ダウンタイム」}}{\text{月間総時間数}} \times 100$$

- ④ 月間稼働率の算定の対象は、ログイン、検索、閲覧、規程等データの表示その他本システムの主要機能とし、これらの機能の全部又は重要な一部が利用できない時間をダウンタイムとして扱うこと。月間総時間数は、発注者の営業日における利用可能時間を基準とする。
- ⑤ 受注者がシステムの障害を検知した時刻又は発注者が受注者に障害を連絡した時刻のいずれかの早い方を障害の発生した時刻とし、ダウンタイムとして扱うこと。
- ⑥ 障害の責任が受注者に帰するものでない場合及び計画的な工事、定期的な保守等に伴いシステムを停止する場合は、月間稼働率のダウンタイムとして扱わないこと。
- ⑦ 運用を続けると障害に至ると判明していて運用を緊急停止する場合は、緊急停止中の経過時間は月間稼働率のダウンタイムとして扱うものとする。
- ⑧ 20 台の同時アクセスでも安定的に稼働する処理能力を有すること。
- ⑨ 本仕様書に定める SLA 及び運用要件と、受注者の利用規約、サービス約款又は SLA の内容が抵触する場合の優先順位は、契約書、本仕様書、利用規約・サービス約款・SLA の順とする。ただし、適用困難な事項がある場合は、提案時にその理由、標準サービス上の制約及び代替措置を明示すること。

(4) システム運用・保守・障害対応に係る体制

受注者はシステム運用・保守・障害対応について以下の体制を構築すること。

- ① 重大な脆弱性の発見や大規模な障害、不正侵入・不正使用等の緊急に対応すべき事案の発生に備え、メール等による問い合わせの受付は年間を通じて 24 時間対応できる体制を整えること。ただし、受付後の実際の対応については翌営業日以降に行うものとし、年間を通じて、発注者の営業日中においてシステムの監視及び障害対応ができる体制であること。
- ② 重大な脆弱性への対応や障害の早期発見及び迅速な復旧を行う観点から、システムの監視及び障害受付の窓口を設置し、発注者に提示しておくこと。
- ③ 重大な脆弱性や障害、不正侵入・不正使用等を検知した場合に備え、情報漏えい阻止や復旧等の対応を迅速に行える体制を整えていること。
- ④ 日々の問い合わせ受付として、発注者からの操作方法、仕様確認、軽微な不具合その他通常利用に係る質問を受け付ける窓口を設置すること。

(5) 構築要件

受注者は、発注者と調整しながら以下の要件を満たしたシステムを構築し、Ⅳ.のサービス提供期間の開始日から発注者へ提供を開始すること。

① 現行法令集(法令改廃情報参照)

以下 1)から 5)を満たすシステムであること。

1) データベースの対象、範囲

- ア) 憲法・法律・政令
- イ) 府省令・規則及び告示

2) 検索機能

- ア) 用語検索: 法令名、キーワード(AND、OR)及び関連語の検索ができること。
- イ) 時点(年月日)検索: 公布及び施行年月日の指定ができること。
- ウ) 種別検索: 法令等の種別を限定した検索ができること。
- エ) 体系検索: 法令体系からの検索ができること。

3) 参照機能

- ア) 法律等の正確な解釈に役立つ関連法令にリンクすること。(複数の法令を相互に参照可能)
- イ) 本則中に引用されている法令をクリックでジャンプすること。
- ウ) 制定・改廃のあった法令の改正・施行沿革が示されること。

4) ファイル出力機能

必要な条文を法令、条単位で Word 形式や PDF 形式等での出力ができること。

5) その他

法令情報については、受注者の最新の標準サービスにおける内容が反映されるよう維持管理されていること。更新対象や更新内容の確認方法等を提案時に明示すること。

② 規程集

1) データベースの対象、範囲

発注者が保有する全ての規程等(別表・様式を含む。)を管理するため、受注者は、200 件分のデータベースを確保すること。参考として、2026 年 8 月現在の規程等数は 180 件程度である。

2) 画面構成、基本機能

ア) 規程等の体系の整備(沿革情報の表示含む。)

- A) 目次・本文体系の表示(別表、様式まで含むこと。条項まで階層化され、条には条見出しを付加して表示すること。)
- B) 規程等一覧表示
 - a. 件名
 - b. 制定年月日
 - c. 種別
 - d. 番号
- C) 規程等本文の表示

イ) 規程等間の引用情報機能の整備(規程等の引用関係を条文単位で一覧表示)

ウ) 規程等内・規程等間リンク機能

- A) 指定する条文から規程等内の条文、別表及び様式等にリンクができること。

B) 指定する条文から規程等間の規程等の当該条文にリンクができること。

3) 検索機能

ア) 検索結果を一覧表示(題名、各検索語のヒット件数、制定年月日)ができること。

イ) 検索結果の表示から当該規程等へジャンプができること。

ウ) 検索論理式として AND、OR 等による絞込検索ができること。

エ) 5 つ以上の検索用語(キーワード)が指定できること。

オ) 以下のあいまい語、関連語での検索(複数用語指定可能)ができること。

A) 年月日検索

a. 制定年月日

b. 改正年月日

B) 規程等番号検索(規程等種別+号数)

C) 目次検索(目次体系の指定により、規程等を検索)

D) 本則、附則ごとの検索

a. 本則

b. 附則

c. 本則及び附則(全文)

E) 現行規程等、廃止規程等(当初版構築後から廃止ごとに整理)ごとの検索又は表示

a. 現行規程等

b. 廃止規程等

4) 新旧対照表構築機能

ア) 選択した条項を、新旧対照表形式でダウンロードし、編集・加工、出力できること。

イ) 規程等中の表、様式を Word 形式で出力ができること。

5) 出力・印刷機能

指定する規程等各表示結果を Word 形式でダウンロードができること。

6) 現行法令集との連携

規程等が引用している法令を一覧表示でき、引用する箇所にリンクによってアクセスできること。

7) 規程等の立案(新規制定、改正、廃止)支援機能

ア) 法制執務事務の経験が少ない職員でも立案することが可能であることを想定しているため、簡易な操作で、新旧対照表及び溶け込み後条文(見え消し表示及び溶け込み表示)の自動作成まで実行できるシステムとすること。また、作成されたものは Word 形式で出力ができること。

イ) 規程等ごとの所管部署が立案を行うため、ログインが必要な場合は、閲覧者、編集者、管理者その他必要な権限区分ごとに、必要数のアカウントを用意すること。現時点で45名を予定しているが、規程等の制定・改廃によって増減が見込まれるため、発注者と協議のうえ、必要な数に対応すること。

2. システムの管理業務(運用・保守・障害対応)

受注者は、システムの円滑な運用を図るための管理業務として、システムの運用・保守・障害対応について以下の対応を行うこと。保守期間は IV.のサービス提供期間とする。

- (1) サービス提供期間中においてシステムの安定的な提供を図るよう運用管理を行うこと。
- (2) サービス提供期間中におけるシステムのバージョンアップは無償にて行うこと。
- (3) システムの喪失及び損傷は、発注者の責に帰すべきものを除き、無償にて補修を行うこと。
- (4) システムの障害時の随時対応及び操作等の運用支援を行うこと。
- (5) 重大な脆弱性や障害、不正侵入・不正使用等を検知した場合、直ちに発注者に通知したうえで、情報漏えい防止や復旧等の対応を迅速に行うこと。
- (6) 重大な脆弱性や障害、不正侵入・不正使用等を検知した場合、その対応が収束するまで、状況の変化に応じて発注者に報告すること。ただし、発注者の指示があれば、この限りではない。
- (7) 重大な脆弱性や障害、不正侵入・不正使用等の対応が収束した後、障害等の復旧の経過について報告書をまとめ、発注者に対し 7 営業日以内に提出すること。
- (8) 重大な脆弱性や障害、不正侵入・不正使用等が発生した場合、SLA を遵守すべく復旧等を実施し、適切な再発防止策について発注者の了承を得たうえで、受注者の責に帰すべき場合は受注者の負担で実施すること。
- (9) 受注者が導入した機器類に関して故障が発生した場合は、受注者の責任において速やかに対処すること。
- (10) 計画的な工事及び定期的な保守等を行う場合は、原則発注者の営業日にサービスを停止させずに実施すること。なお、やむを得ず本サービスを停止し、計画的な工事及び定期的な保守等を行う場合、受注者は、少なくとも 1 週間前までに発注者に連絡し、発注者の了承を得ること。
- (11) 受注者は月間稼働率及び障害件数を毎月まとめ、当月分を翌月初め(発注者の 7 営業日以内)に発注者である総務部の担当者に対し、電子メールにて通知すること。ただし、3 月分は 3 月 31 日に通知すること。障害件数については、受注者の標準的な障害区分に基づき、重大障害、軽微障害、計画停止、問い合わせ等を区分して報告すること。報告対象及び様式は、契約締結後、発注者と協議のうえ定める。

3. データベースの更新業務

規程等のデータベースの更新方法については、受注者が更新作業を行う方式、発注者が本サービス上で直接更新する方式、又はこれらを組み合わせる方式のいずれかとし、受注者は提案時に更新方式、作業分担、標準サービスで対応可能な範囲、追加費用の有無及び更新に要する標準期間を明示すること。

- (1) 受注者が更新作業を行う場合、受注者は発注者の指示により、各年度につき総数 100 件程度のデータベースの更新作業を行い(発注者が指定した修正のみとする。)、指示後、概ね 30 日以内(最大 60 日以内)にデータベースの更新を行うこと。
- (2) 更新に係る発注件数の一の単位については、業務方法書、規程、機構達、支部達、交付規程の制定及び改正を 1 件とする。(付随する様式、別表、別紙、別添を含む。)
- (3) 更新に際しては、発注者が規程等改正の新旧対照表及び新規制定された規程等の電子データ(Word 形式又は Excel 形式)を提供する。

4. その他付帯業務

その他当該業務に係る付帯業務を行うこと。

VII. 追加料金

VI.1.(5)②1)に示す「データベース 200 件分」、VI.1.(5)②7)イに示す「アカウント数 45 名」及びVI.3.(1)に示す「各年度、総数 100 件」の範囲を超える更新作業を要する場合には、受注者は、別表 2「追加料金単価表」に基づき請求書を発行すること。

VIII. 納入

1. 納入物・納入期限

項番	成果物名	関連する工程（想定）	納入期限
①	操作マニュアル（利用者向け）	システム構築工程	NEDO内での利用開始一週間前まで
②	発注者が登録・更新した規程等データ、メタデータ、沿革情報、添付ファイル、リンク情報その他発注者データ	運用・保守工程	運用・保守の状況に応じて順次。
③	月次報告書	2027年度以降の運用・保守工程	2027年度以降、翌月5営業日まで。ただし、3月分については3月31日。
④	年度末中間報告書	本調達期間の各年度	各年度3月31日
⑤	完了報告書	全工程	2030年3月31日（日）

③については月額払いの場合に提出すること。

2. 納品方法

- 1) 納入成果物は全て日本語で作成すること。ただし、固有名詞及び英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
- 2) 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定に準拠すること。
- 3) 受注者は「項番①～⑤」については、電子媒体をメールで発注者に提出すること。また各年度最終営業日に「項番①と②」を電子媒体(DVD 等)で1部納入すること。DVD 等には格納されている納入成果物名等を印字すること。電子媒体に保存する形式は、Adobe PDF 又は Microsoft365 で扱える形式とすること。なお、納入する DVD 等に保管されている内容のインデックス、構成等については紙媒体で1部納入することとし、A4 判又は A3 判(A3 判を用いる場合は、折り込んで A4 判に収まる形態)でファイリングし、背表紙等を付けること。
- 4) 納入成果物は、納入後に発注者において改変が可能となるよう図表等の元データも併せて納入すること。
- 5) 電子媒体での納入に際しては、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、納入成果物に不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。
- 6) 納入成果物の作成及び納入にあたり、内容、構成等について発注者が指摘した場合には、指摘事項に対応すること。

3. 納入場所

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー16 階
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 総務部

IX. 秘密情報の取扱い

本業務の遂行に際し、発注者が保有している秘密情報を受注者に提供するにあたっては、発注者と締結する契約条項に従うものとする。受注者は、発注者データの保管場所、アクセス管理、操作ログ、再委託の有無、障害・漏えい等発生時の通知、契約終了後のデータ削除又は返還の方法について、提案時又は契約締結時に明示すること。

X. その他

1. 契約金額には、本業務の履行に必要な利用料、初期設定費、運用支援費、データ移行・返還に係る費用その他提案内容に含まれる一切の費用を含むものとする。ただし、発注者が追加で依頼する作業又は標準サービス外の作業については、発注者と受注者が協議のうえ取り扱いを定める。
2. 受注者が提供する本サービス及び機能については、契約書、本仕様書、受注者の SLA や利用規約に基づく責任を受注者が負うこと。なお、SLA や利用規約等に責任の範囲等が明記されていない場合においては、受注者は民法に基づく善管注意義務を負うこと。ただし、発注者の操作ミス、発注者環境に起因する障害その他受注者の責に帰することができない事由による障害についてはこの限りではない。
3. 発注者が提供、入力又は登録した規程等データ、メタデータその他発注者固有のデータは、支払い完了時に発注者に帰属するものとする。本サービスを利用して出力された成果物については、発注者が業務上必要な範囲で利用、複製、編集、保存及び移行できる権利を有する。
4. 受注者が契約前から保有するプログラム、テンプレート、ノウハウ、標準サービス等に係る知的財産権については受注者に帰属するものとする。また、発注者が入力した固有データ・個別成果物の利用権については、発注者に帰属するものとする。個別に作成される成果物がある場合、その権利又は利用条件を契約時に発注者と受注者の協議により明確化するものとする。
5. 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
6. 本業務の履行について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ解決する。ただし、本項は受注者に対し標準サービスの仕様変更又は個別開発を義務付けるものではない。

「発注者のシステム環境に係る具体的事項」

項番	項目	内容
1	OS	Windows11 Enterprise
2	CPU	インテル® Core™ i5-1340P プロセッサー
3	メモリー	16GB
4	ディスク	256GB SSD
5	ネットワーク	Wi-Fi 6E、有線 LAN、LTE(4G)対応ワイヤレス WAN(eSIM 対応)
6	ソフトウェア構成	
	ローカルブラウザ	Google Chrome Microsoft Edge
	仮想ブラウザ	Google Chrome Microsoft Edge
	マルウェア対策	Microsoft Defender for Endpoint
	Office ソフト	Microsoft 365 Apps for enterprise
	その他ソフト	Webex

「追加料金単価表」

項番	項目	単位	料金(税抜)
①	管理対象規程数 追加 50 件分	1 式	円
②	アカウント数 追加 1 名分	1 式	円
③	規程等データベース更新作業数 追加分	1 件	円